

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年6月12日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第8-102号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第8-55号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（特別休暇）</p> <p>第15条 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u>等として官公署へ出頭する場合 <u>そのつど必要と認められる時間</u></p> <p>(3)～(23) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>（特別休暇）</p> <p>第15条 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭する場合 <u>そのつど必要と認められる時間</u></p> <p>(3)～(23) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。